

## 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱いについて

主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証について、平成29年厚生労働省令第48号及び「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等に伴い、以下のとおり取扱いますので、お知らせします。（平成28年12月に周知した取扱いを変更します。）

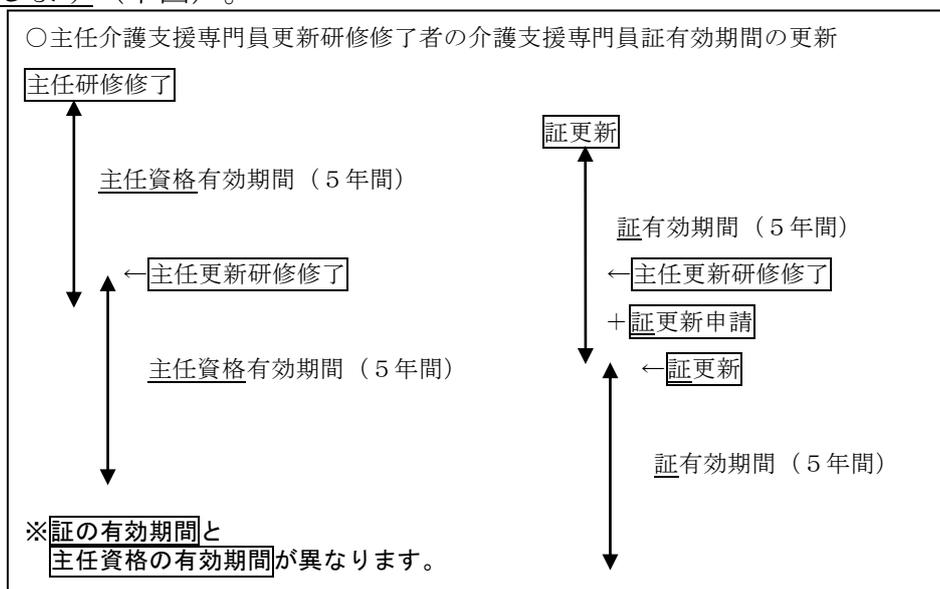
### 記

主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します。

※当該研修修了後、介護支援専門員証の更新申請を行う必要がありますのでご注意ください。

#### <平成28年12月時点>変更前

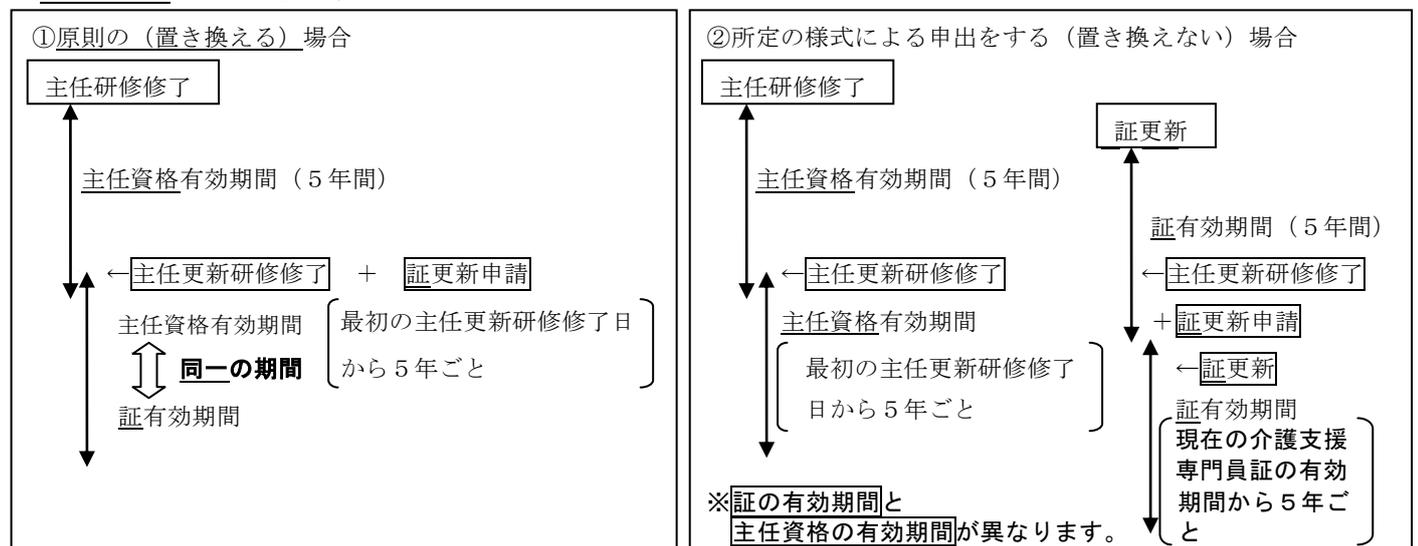
- ◆ 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。また、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日の5年後を有効期間満了日とする介護支援専門員証を交付します（下図）。



#### <平成29年5月>変更後 ※「別紙」参照

- ◆ 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。また、当該研修の修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものします（下図①）。

ただし、置換を希望しない者については別段の（所定の様式による）申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です（下図②）。



※どちらの場合も、証の有効期間内かつ主任資格の有効期間内に主任更新研修を修了し、証の更新申請をする必要があります。